

# 著作権の相続

田沼 浩 Hiroshi Tanuma

駒澤大学 法学部 Komazawa University, School of Law

駒澤大学法科大学院 Komazawa University Law School

## 要旨

システム会社の事業承継や開発した情報システムの権利の帰属を考えると、著作権の譲渡や利用許諾だけでなく、個人がプログラムの著作権や特許権を持っている場合、どうしても相続の問題が発生する。今回は財産権としての「著作権の相続」について考察をまとめた。なお、本論文は経済産業省の外郭団体 財団法人デジタルコンテンツ協会の報告書「ネットワークにおけるデジタルコンテンツ取引流通フレームワークに関する調査研究」に掲載されたものである。

## 1. 本文

著作権の利用や二次著作権などに対して考えるとき、許諾を与える著作者が自然人であれば、いつまでも生きていたとは限らない。当然死亡することもある。では、著作者の死亡後、誰が著作権を有すること、すなわち誰が相続することになるのか。著作権を利用する者にとっても、相続に関する知識が求められる。

著作者が享有する権利は、人的側面すなわち著作者人格権と、財産的側面すなわち著作権に分けて考えることができる（著作権法第17条第1項、以下「同法」）。ここでは著作者の死亡によって財産権としての著作権を相続人等に対して包括的に承継させる著作権の相続について、考察を加えるものとする。[著作者人格権は一身専属権（著作権法第59条）のため、著作者に専属し、死亡により相続人等に相続されることはない。ただし、著作権法第116条により著作者の死後における人格的利益の保護に関する規定あり。また、著作権と著作者人格権が不可分であるとする一元的構成論をとる場合にも有力説あり。]

相続は死亡によって開始する（民法第882条）。相続は、被相続人の住所において開始（民法第883条）し、相続は被相続人の本国法が適用される（法の適用に関する通則法第36条）。被相続人が日本にだけ国籍を有していれば、著作権の相続を考える場合、同法第62条第1項第1号（相続人の不存在の場合における著作権の消滅[著作権は著作者が死亡した場合において、その著作権が民法第959条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるときは、消滅する。]）を除けば、民法相続編によることになる[著作権の準拠法については、権利侵害についていくつかの学説がある。相続については準拠法について明確な判例等がないため、法の適用に関する通則法第36条を適用するのが妥当と考えた。]

著作権はその権利を有する者（著作者）にとって他人に利用させる（同法第63条）ことで排他的かつ支配的権利を認め、著作権法では著作者がその権利を専有（享有）することを定めている。著作権が相続すべき財産権として成立するには、登録などの方式性を要せず（無方式主義）、著作者が著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの）を創作したときに権利として付与されるものとされている。無方式主義については、1899年日本が加盟したベルヌ条約（The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works）第5条第2項によって定められている。

所有権も排他的かつ支配的な権利であるが、権利の対象となるのが有体物であるのに対して、著作権は著作物を創作した知的財産権としての権利であり、保護する対象が根本的に異なる。また、著作権は保護すべき期間も法定（同法第51条）される有限的な権利である。ただし、財産権の相続として所有権と著作権を考える場合、あまり大きな相違はみられない[最高裁判決昭和59年1月20日民集38・1・1参照]。

被相続人が死亡して相続が開始すると、相続人は、相続の開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第896条本文）。よって、被相続人が財産として著作権を有している場合、その死亡によって、当然に相続人に権利は承継される。もちろん一身専属権たる著作人格権は相続されることはない（著作権法第59条、民法第896条但書、ただし、著作権法第116条あり。）。相続人が数人あるときは、相続により承継された著作権は、その共有に属する（共同相続：民法第898条）。各共同相続人はその相続分に応じて被相続人の権利義務を承継することから（民法第899条）、被相続人の著作権も相続分に応じて共同相続人に承継される。相続人の相続分については、遺言による相続分の指定（民法第902条）、特別受益（民法第903条）や寄与分（民法第904条の2）がなければ、法定相続（民法第900条、第901条）によることとなる。

そして、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない（民法第915条）。まず、その3箇月以内に相続人が相続の放棄を家庭裁判所に申述すると、その被相続人の相続に関して、初めから相続人にならなかったものとみなされ、当該相続人は、被相続人の有する著作権を相続することはない（民法第938条、第939条）。相続人は、相続人全員が共同して、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、その3箇月以内に著作権を含む相続財産の目録を作成して相続の限定の承認を家庭裁判所に申述することができる（民法第922条、第924条）。この場合は相続財産たる著作権が被相続人の債務の弁済に充てられるため、相続人が被相続人の著作権を取得することは少ないものと思われる。その3箇月以内に家庭裁判所に相続の限定の承認又は放棄の申述をしなかったときは、相続の単純承認したものとみなされる（民法第921条第2号）。

また、申述をしたとしても相続人が相続財産の全部又は一部を処分したときも同様である（民法第921条第1号本文）が、民法第921条第1号但書「保存行為及び第602条に定める期間を超えない賃貸（短期賃貸借）をすることは、この限りでない。」とされている。相続財産の中に著作権（又は著作物）があった場合、民法第921条第1号をどのように解釈するのか。

まず作品等著作物たる動産又は不動産の全部又は一部を処分した相続人は、当然単純承認したものとみなされる。ただし、それが相続人の保存行為である場合、または著作物たる動産や建造物のような不動産に対して民法第602条に定める期間（動産は6箇月、建物は3年）を超えない賃貸をした場合、それをもって相続人は単純承認したものとみなされない。たとえば相続人が著作物たる絵画（動産）を美術館に貸し出す場合でも、6箇月以内の期間であれば、単純承認したものとみなされないのである。

次に被相続人の相続財産たる著作権を譲渡（同法第61条）した場合も処分したものとして、相続人は単純承認したものとみなされる。質権の目的とする場合も同様である。譲渡を担保の目的（譲渡担保）とする場合も同様であろう。共同相続人に共同著作権の著作権その他共有にかかる著作権（共有著作権）が承継される場合、著作物と異なり、各共有者は、その共有著作権の持分につき、他の共有者の同意を得なければ、譲渡し又は質権の目的とすることができない（同法第65条第1項）とされている。著作権の持分を譲渡し、又は質権の目的とした相続人が単純承認したものとみなされることには、異論はないであろう。他の共有者が同意を与えた行為は、著作権の処分に該当するのだろうか。著作権の持分の無用な譲渡を防ぐ同項の趣旨と、同法第65条第3項により各共有者は正当な理由がない限り、共有著作権の持分の譲渡又は質権の目的とすることの同意を拒めないことを考えれば、他の共有者が同意を与えた行為だけをもって著作権の処分行為とみなすことは難しいものとする。

著作物の利用の許諾（同法第63条）について考えると、著作物の利用の許諾を受ける場合と著作物の利用の許諾を与える場合に分ける必要がある。まず、著作物の利用の許諾を受ける場合はどうか。たとえば、亡くなった実演家たる演奏者の相続人が著作隣接権を相続して作曲

者たる著作権者からその著作物の利用を許諾された場合を考えるとわかりやすい。この場合、著作物の利用の許諾を受けることは、著作隣接権を処分したことにはならないので、民法第921条第1号には該当せず、よって、相続の単純承認したものとみなされることはない。

では、著作権者の相続人が著作物の利用の許諾を与える場合はどうか。著作権法ではその利用に関する権利の内容を分けて規定されており、これを支分権という。支分権には、複製権（同法第21条）、上演権及び演奏権（同法第22条）、上映権（同法第22条の2）、公衆送信権（同法第23条）、口述権（同法第24条）、展示権（同法第25条）、頒布権（同法第26条）、譲渡権（同法第26条の2）、貸与権（同法第26条の3）、翻訳権、翻案権等（同法第27条）である。それ以外に著作物の利用としては出版権（同法第79条）の設定もある。著作物の利用の許諾として、上記のどの支分権の利用を許諾するにしろ、すべて民法第921条第1号の相続人が相続財産の全部又は一部を処分したものとみなすべきであろうか。たとえば適正な維持管理をするための環境を確保するために、絵画など美術品の著作物を美術館に貸与して展示を認めることは、民法第921条第1号但書の保存行為に該当するものと思われる。著作物の利用の許諾は法律上、著作物に対する民法の賃貸借と同一でないことは明確であるが、著作物の賃貸借と同時に著作物の利用の許諾がされる場合、著作物の利用の許諾の内容によって民法第921条第1号の相続財産の処分として個別に解釈する必要がある。なお、デジタルコンテンツやプログラムのような著作物の利用が許諾される場合にも、同様に個別の解釈の問題は発生する。

共同相続人に著作権（共有著作権）が承継される場合、共有著作権は、その共有者全員の合意がなければ、行使することができない（同法第65条第2項）ため、著作権者の共同相続人の一人が著作物の利用の許諾をしようとする場合、他の共同相続人の同意を得なければならない。ただし、著作物の利用の許諾に対して他の共同相続人の合意は、正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることはできない（同法第65条第3項）。他の共同相続人は、相続の放棄の申述ができる相続の開始があったことを知った時から3箇月以内であることを理由に、合意の成立を拒むことができると考えるべきである。

許諾に係る著作権を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡できない（同法第63条第3項）となっているが、許諾に係る著作権を利用する権利が被相続人の相続財産となっている場合、著作権者の承諾を得ることなく、相続人に相続される。[許諾に係る著作権を利用する権利が特定遺贈される場合、著作権者の承諾を得なければ、譲渡できないものと解する（最高裁判決昭和49年4月26日民集28・3・540を類推適用）。]

著作権の相続に関してはこれまで財産権として十分な考察がなされていなかったが、プログラムやデジタルコンテンツなど、高い経済的価値を認めるシステムが構築されつつある現代の社会においては、新しい分野として研究を進めるべきである。

#### 参考文献

- [1] 著作権法の概説 半田正夫著 法学書院
- [2] 著作権法 齊藤博著 有斐閣
- [3] 著作権法逐条講義 加戸守行著 著作権情報センター
- [4] 詳解著作権法 作花文雄著 ぎょうせい